

事 務 連 絡  
平成 2 9 年 1 0 月 2 日

各 位

三重県環境生活部廃棄物対策局  
廃棄物・リサイクル課長

PCB含有機器の処分に係る啓発チラシ配布へのご協力をお願い

平素は、三重県の環境関連施策の推進にご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱分解しにくい、絶縁性が高いなど化学的に安定な性質を有しているため、蛍光灯などの照明器具の安定器、変圧器（トランス）やコンデンサなどの電気機器に利用されてきました。その後、人体への有害性が明らかとなったため、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を処分期限内に処分すること、保管及び処分の状況を県に届け出ることなどが義務付けられました。

処分期限が迫っていることから、県では、PCB使用製品や未処理のPCB廃棄物を把握し、期限内処分を促進するため、同封させていただいておりますチラシにより普及啓発を行っています。

つきましては、同チラシを貴所会員様方へ配布していただき、PCB含有機器を処分する必要性の周知についてご協力をお願いいたします。

なお、本普及啓発につきましては、株式会社エム・アールビジネスへ委託して実施しており、同社より協力依頼（電話連絡）をさせていただきますので、本主旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

事務担当：

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班

担当：中村、築地

TEL：059-224-2475